

1月7日(木)から各保育所で

保育所の入所受け付けが はじまります

平成22年4月に、新しく保育所に入所する児童の受け付けを行います。入所を希望する人は、受付日（別表参照）に子どもと一緒に各保育所に来てください。

なお、現在入所している児童については、各保育所を通じて継続手続きの書類を配布します。



▲共和保育所

◇保育所に入所できるのは◇

保護者や同居の親族の人が、次のいずれかの事情にある場合です。

- ①家庭の外で仕事をするため、児童の保育ができない。（会社員、パートなど）
- ②家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするため、児童の保育ができない。（農業、自営業、内職など）
- ③死亡、行方不明などにより親がいないため、児童の保育ができない。
- ④親が出産の前後、病気、負傷、若しくは心身に障害を有しているため、児童の保育ができない。
- ⑤家庭内に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいて、保護者がその看護にあたっているため、児童の保育ができない。
- ⑥家庭の災害（火災、風水害など）の復旧にあたって、児童の保育ができない。
- ⑦前記①～⑥に類する状態にある。

◇入所の受け付け◇

受け付けの日時・場所は別表のとおりです。午前9時～正午までの間に、各保育所に来てください。

広原保育所のみ、おうめい保育園での受け付けになります。申込書は各保育所、社会福祉課児童保育班および各支所住民福祉室に用意してありますので、事前に受け取り、記入したものを受付日に持参してください。受付日に来られない場合は、児童保育班・各支所住民福祉室でも平成22年1月6日(水)まで受け付けます。市外の保育所への入所を希望する人は、1月5日(火)までに児童保育班へ申し込んでください。

※家庭で保育できない状態になったときは、年度の途中でも随時受け付けます。ただし、児童数や年齢などによって希望する保育所に入所できない場合がありますので、相談してください。

◇月額保育料◇

保育料は、保護者の前年の所得税額や前年度の住民税の課税状況などにより毎年算出されます。保育料は、給食費を含みます。

- 3歳未満児 5,000円～43,000円
- 3歳以上児 3,000円～26,000円

〈問い合わせ先〉

社会福祉課児童保育班（☎62-5313）

入所受け付けの日程

〈受付時間〉 午前9時～正午

保 育 所 名	受 付 日
旭市立ゆたか保育所	1月7日(木)
旭市立日の出保育所	
旭市立とみうら保育所	
旭市立共和保育所	1月8日(金)
旭市立中央第一保育所	
旭市立干潟保育所	
旭市立池の端保育所	1月12日(火)
旭市立中央第二保育所	
旭市立中央第三保育所	
サンライズベビーホーム (3歳未満児のみの施設)	

保 育 所 名	受 付 日
旭市立海上保育所	1月13日(水)
広原保育所 ※受け付けはおうめい保育園	
おうめい保育園	
鶴巻保育園	1月14日(木)
旭市立飯岡中央保育所	
旭市立三川保育所	
旭市立塙保育所	
ひかり保育園	1月15日(金)
旭市立まんざい保育所	
旭市立古城保育所	
干潟町中央保育園	